

## 令和7年度 第2回 西三河南部東構想区域 地域医療構想推進委員会 議事録

1 日時 令和8年2月13日（金）午後2時30分から午後3時15分まで

2 場所 西三河総合庁舎10階 大会議室

3 出席者 別添出席者名簿のとおり

4 傍聴人 なし

5 議題

(1) 医療計画の中間見直し及び次期地域医療構想の策定について

(2) 紹介受診重点医療機関の決定について

(3) 西三河南部東構想区域における具体的対応方針について

(4) 公的医療機関等2025プランに準じた事業計画について

(5) 増床計画の変更について

6 報告事項

(1) かかりつけ医機能報告制度に係る「協議の場」の取扱いについて

(2) 医療機器の稼働状況報告について

(3) 愛知県外来医療計画に係る医療機器の共同利用について

(4) 医療施設等経営強化緊急支援事業について

7 会議の内容

### ○事務局（西尾保健所 河野次長兼総務企画課課長）

ただ今から令和7年度第2回西三河南部東構想区域地域医療構想推進委員会を開会いたします。

私は、司会を務めさせていただきます西尾保健所の河野と申します。よろしくお願いいたします。

それでは会議に先立ち事務局を代表いたしまして、西尾保健所長の松本からご挨拶を申し上げます。

### ○事務局（松本西尾保健所長）

愛知県西尾保健所長の松本でございますが、一言ご挨拶申し上げます。

本日は皆様には大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、日頃から皆様には愛知県の地域医療の充実に向けまして、格別のご理解とご尽力をいただきまして厚くお礼申し上げます。

さて、本日の委員会の所掌事務は、開催要領にありますように、地域医療構想の推進に関すること、病床整備計画に関すること、愛知県外来医療計画の推進に関することとされておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は「医療計画の中間見直し及び地域医療地域医療構想の策定について」をはじめ、5件のご審議を賜りたいと存じます。

また、「かかりつけ医機能報告制度にかかる協議の場の取り扱いについて」をはじめ、4件の報告事項がございます。限られた時間ではございますが、忌憚のないご意見を言っておりますようお願いいたします。

とにかく私はいつも言っておりますが、今日ご出席の皆様のご共通の願いというのは、地域の皆さん、みんなの健康、安全、安心だと思います。そうした共通の願いに向かって、共に考え、共に行動していくことを切にお願いいたしまして、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

本日もどうぞよろしくお願いいたします。

### ○事務局（西尾保健所 河野次長兼総務企画課課長）

それでは座って失礼させていただきます。

続きまして資料の確認をいたします。

事前にお送りさせていただき、本日お持ちいただいております資料として、

- ・ 会議次第
- ・ 令和7年度第2回 西三河南部東構想区域 地域医療構想推進委員会 委員名簿
- ・ 愛知県地域医療構想推進委員会開催要領
- ・ 資料1-1～3 医療計画の中間見直し及び次期地域医療構想の策定について
- ・ 資料2-1～2 紹介受診重点医療機関の決定について
- ・ 資料3-1～3 西三河南部東構想区域における具体的対応方針について
- ・ 資料4 公的医療機関等2025プランに準じた事業計画について
- ・ 資料5-1～3 増床計画の変更について
- ・ 資料6 かかりつけ医機能報告制度に係る「協議の場」の取扱いについて
- ・ 資料7-1～2 医療機器の稼働状況報告について
- ・ 資料8 愛知県外来医療計画に係る医療機器の共同利用について
- ・ 資料9 医療施設等経営強化緊急支援事業について

となります。

また、本日、お手元に出席者名簿と配席図、資料3-1の差替えを配付させていただいております。不足等はよろしいでしょうか。

本来でありましたら、ここで本日ご出席の皆様方の紹介をさせていただくところがございますが、時間の都合もありますので、お手元にご覧いただけます出席者名簿及び配席図でもってご紹介に代えさせていただきますので、よろしくお願い致します。

本日の委員会の欠席者は6名であります。

出席者は代理出席者が2名おられますが、代理出席の方には委任状を提出いただいております。

委員会としまして委員15名中、代理出席2名を含めまして、9名出席ということになりますので、本会議は有効に成立しております。

続きまして委員長の選出に入ります。

この委員会は開催要領第3第4項の規定により委員長を委員の互選により定めることとなっています。僭越ではありますが、事務局といたしましては、地元 岡崎市医師会長の山本様を推薦したいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。

では、当委員会の総意といたしまして、委員長につきましては岡崎市医師会長の山本様に決定させていただきます。

それでは以後の議事の進行は委員長にお願いいたします。

お願いします。

#### **○委員長（山本岡崎市医師会長）**

改めまして皆さんこんにちは。岡崎市医師会長の山本です。

では着座にて失礼いたします。

それでは今ご指名いただきましたのでこの委員会の委員長、進行を進めさせていただきます。

議事に入ります前に、本日の会議の公開、非公開について事務局からご説明をいただきます。お願いします。

#### **○事務局（西尾保健所 河野次長兼総務企画課課長）**

この委員会は、開催要領第6第1項により原則公開となっておりますが、議題（5）につきましては、愛知県情報公開条例第7条に規定する不開示情報が含まれておりますので非公開といたします。

本日の委員会の概要及び議事録につきまして、非公開部分を除いて、後日掲載いたしますので、ご承知おきください。

なお、御発言内容の公開にあたりましては、公開前に事前に内容の確認をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

また、傍聴人は、今回はおられませんのでご報告いたします。

よろしくお願いたします。

#### **○委員長（山本岡崎市医師会長）**

ただいま本日の会議は公開ということで説明ありましたが、ご異議ないでしょうか。

ご発言もないようですので、本日の会議は、非公開部分を除いて、全て公開で行いたいと思います。

それでは、議題（１）「医療計画の中間見直し及び次期地域医療構想の策定について」事務局から説明してください。

### ○事務局（西尾保健所総務企画課 家田主査）

西尾保健所総務企画課の家田です。

それでは、座って説明させていただきます。

「医療計画の中間見直し及び次期地域医療構想の策定について」、御説明させていただきます。

資料１をご覧ください。

「１ 趣旨」でございますが、2026年は医療計画の3年目にあたるため、中間見直しを行います。また、2040年に向けた次期地域医療構想についても策定を行い、2027年3月を目途に公示を予定しております。

「２ 見直し及び策定方針（案）について」でございますが、今後国から提示される予定の医療計画の中間見直しを行うための医療計画作成指針及び次期地域医療構想策定ガイドライン等を踏まえて作業を進めてまいります。

ガイドライン等については、国において検討が進められているところでございますが、現時点で判明している情報を基に、具体的な検討内容をお示しいたします。

(1)医療計画につきましては、アとしまして、「基準病床数」について、国において、地域医療構想における必要病床数との関係の整理が検討されていることなどを踏まえて、見直しを行います。

イとしまして、現行の医療計画に掲載しているデータや「現状」の時点修正等を行い、必要に応じて「課題」や「今後の方策」、「指標」につきまして、見直しを行います。

ウとしまして、本県が「介護保険事業支援計画」として策定しております「愛知県高齢者福祉保健医療計画」につきましても、医療計画の中間見直しと同時に見直しが行われますので、整合性を図りたいと考えております。

エとしまして、在宅医療対策、外来医療計画、医師確保計画につきましては、医療法において3年で見直しを行うこととされております。なお、「外来医療計画」及び「医師確保計画」につきましては、医療計画の一部として策定しております。

オとしまして、政策的に関連が深く、医療計画に定める内容と重複する他の計画につきましても、一体的に策定することを検討しております。

(2)地域医療構想につきましては、アとしまして、現行の地域医療構想は、医療計画の一部として策定しておりますが、次期地域医療構想は医療計画の上位概念に位置付けられる予定となっております。

また、イとしまして、次期地域医療構想においては、将来の病床数の必要量、病床の機能

分化・連携の推進など現行地域医療構想の取組等に加え、地域の医療提供体制全体の将来の方向性、将来の医療機関機能の確保のあり方等を定めることとなりますが、来年度については、まず、将来の方向性や将来の病床数の必要量の推計等を行う予定となっております。

「3 協議体制」でございます。

今回は医療計画の中間見直しと地域医療構想の策定の作業を同時に進めることとなりますので、圏域保健医療福祉推進会議と地域医療構想推進委員会の下に「地域医療構想・医療計画策定部会」を設置し、医療計画と地域医療構想との整合性を図りながら、見直し・策定作業を進めてまいります。

図をご覧ください。

まず、一番下になりますが、「地域医療構想・医療計画策定部会」において、各構想区域の地域医療構想及び医療計画圏域項目の検討を行います。

次に、下から2番目になりますが、医療計画については圏域保健医療福祉推進会議、地域医療構想については地域医療構想推進委員会において協議を行います。

下から3番目になりますが、県庁の医療体制部会において、県単位の地域医療構想及び医療計画について御審議いただいた上で、県庁の医療審議会に諮る案を決定します。

最後に、一番上になりますが、医療審議会に答申をいただくという流れでございます。

なお、※で記載してありますとおり、「地域医療構想・医療計画策定部会」の委員につきましては、地域医療構想推進委員会及び圏域保健医療福祉推進会議の委員の属する団体の役職員等の中から、現行の医療計画策定時に圏域保健医療福祉推進会議の下に設置した「医療計画策定委員会」の委員を基本として選出いたしますが、3月末頃に発出予定の次期地域医療構想策定ガイドラインの内容を踏まえた県内統一の方針に基づく委員構成とする必要があることから、委員の選出については事務局一任とさせていただくことを本日の当委員会においてお諮りいたします。委員構成の参考として、資料1-3「令和5年度西三河南部東圏域医療計画策定委員会 委員名簿」をお示しいたします。

「4 今後のスケジュール（予定）」でございます。

まず、本日の当会議（委員会）において策定部会の設置について承認をいただきます。次に、2月16日開催予定の医療体制部会において、医療計画及び地域医療構想の基本方針及び作成要領を御検討いただいた上で、3月30日開催予定の医療審議会において、決定することを考えております。この際、見直し・策定の諮問をいたします。なお、※に記載のとおり、2025年度中に医療計画作成指針及び地域医療構想策定ガイドラインが国から示される予定ですが、国の検討状況次第では、後ろ倒しになる可能性があります。

「5 見直し及び策定工程」でございます。あくまでも現時点での想定であり、策定ガイドライン等の内容により変更となる可能性がございますが、①～③の会議体で素案検討、④～⑥の会議体で試案検討を行い、⑦の医療審議会でも原案を決定し、関係団体への意見照会及びパブリックコメントを実施することを考えております。

その結果を受けて、⑧～⑨の会議体で修正案を検討し、⑩の医療体制部会で最終案を決定し、⑪の医療審議会におきまして答申をいただき、策定を行います。なお、③と⑥、⑦、⑩、

⑪は県庁の会議になります。

以上、不確定な部分も多々ございますが、来年度の医療計画の中間見直し及び次期地域医療構想の策定にあたって、地域医療構想・医療計画策定部会を当委員会の下に設置すること、及び関係機関と調整した上で、策定部会委員の選出については事務局に一任としていただくことをご審議いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

#### ○委員長（山本岡崎市医師会長）

はい、ご説明ありがとうございました。

中間見直しと次期地域医療構想の策定を行うということと、また今回は次期地域医療構想が医療計画の上位概念になるということの確認と、今後この会議を進めていくにあたり部会の設置と委員の選出について、事務局に一任するという事です。

資料1－3人は「令和5年度西三河南部東圏域医療計画策定委員会 委員名簿」の時のメンバーということですが、この方たちに決定したというわけではないということですよ。各関係機関の方にこの人はどうかと聞いていただいて、適切な人の紹介がありましたらその方に、ということでもよろしいですか。事務局が一方的に決めてしまうと、お受けできないこともあると思うので、その辺だけ留意していただきたいと思います。

では、ただいまの説明と、部会の委員を決定することに関して、何か皆様からご質問ありますでしょうか。

#### ○片岡委員（岡崎市保健所長）

今回、部会の委員は地域医療構想の関係の案を作るためのメンバーということでよろしいですか。

#### ○事務局（西尾保健所 河野次長兼総務企画課課長）

今回は同時に医療計画の中間見直しと医療構想の二つを作る部会ということになります。

#### ○片岡委員（岡崎市保健所長）

主に地域医療構想の素案検討するのは委員会ですよ。

なぜこんなことを伺ったかという、地域医療構想は、精神の部分は最終的に含まれるのですが、来年度は検討しないと伺ったので、前回のメンバーですと精神の医療機関の先生が入っておられるのですが、この扱いはどうされるのか。

白紙委任だから全部お任せ下さいという話で、白紙委任状を提出しなくてはいけないのどうかという、特に精神の医療機関の扱いについてはどのようにするのかお聞かせいただきたい。

#### ○事務局（西尾保健所 河野次長兼総務企画課課長）

委員がおっしゃられるとおり、精神については、その資料に入っているのですが、今回の

医療構想は遅れており、国からは何か示されるということ聞いておりますが、まだ詳しい内容は示されておられません。

また、県庁の方から県内統一のメンバーの方針が出る予定であり、今後検討していきたいというところでもあります。

### ○片岡委員（岡崎市保健所長）

簡単に言うと、この資料が京ヶ峰岡田病院に行くかどうかは別として、精神の関係者の方が、この資料を見た時にどう思われるかところがあります。

資料に記載されているので、来年度、精神の方で何か来るのかと思われるのも、どうかというところがあり、もし可能性が低いとか、外すという話であれば、そういうことも付記していただくような形で資料を載せていただきたいと思います。

### ○委員長（山本岡崎市医師会長）

ご質問ありがとうございます。

まだ県の方からの正確な指示が出てないので、その精神のメンバーが入るかどうかについては、今は西尾保健所としてはお答えできないということですよ。

ただ、資料については、今後、情報が入り次第確定しますというような形で載せてください。

メンバーとして、精神の人が入るかどうかは、そこで決めるということによろしいかなと思っておりますが、他の先生からご意見ありますでしょうか

もし精神の部分が来年度、検討されないのであれば、将来のために入っというもらった方がいいのか、検討外であるので、今回は委員としての対象外になるのかは、県の指示によって決めるということによろしいかなと思っております。

県の指示がはっきりしてない以上、ここのメンバーで誰もこれに答えられる方がいないと思うので、片岡先生、その注意を載せるということによろしいでしょうか。

はい。ご質問ありがとうございました。

今の議題に関して、その他のご質問はありますでしょうか。

では、この部会の打診に関しては、いつ頃来るかというのはだいたいわかりますか。

その医師会とか、歯科医師会、薬剤師会含めて誰を選出してくださいとか、この方ですかっていうお伺いはいつ頃来るのですか。

### ○事務局（西尾保健所 河野次長兼総務企画課課長）

正直なところ、国のガイドラインが来ていないため、全くそのあたりの情報がありません。

3月末までには国のガイドラインが来るだろうということしかわかっておりません。申し訳ありませんが。

**○委員長（山本岡崎市医師会長）**

はい、わかりました。

公表され次第、ご連絡をください。

では、この議題に関してはよろしかったでしょうか。

はい、ありがとうございます。

それでは、議題1の内容に関して、ご同意いただける方の挙手をお願いしたいと思います。  
よろしく申し上げます。

はい。挙手全員ということで、ありがとうございます。

では続きまして、議題2に入ります。「紹介受診重点医療機関の決定について」事務局からご説明をお願いいたします。

**○事務局（西尾保健所総務企画課 家田主査）**

お手元の資料2-1「紹介受診重点医療機関の決定について」を御覧ください。

県では、外来機能の明確化・連携を強化し、患者の流れの円滑化を図るため、レセプトデータを基に報告される外来機能報告の結果を基に、外来医療の実施状況や紹介患者への外来を担う意向等を確認し、地域の協議の場において協議が整った医療機関を紹介受診重点医療機関として公表しているところでございます。

当圏域では、1年前に開催しました令和6年度第2回の本委員会において、令和6年度の外来機能報告結果から岡崎市民病院及び藤田医科大学岡崎医療センターが紹介受診重点医療機関として承認され、令和7年4月1日に県ホームページにて公表されております。

資料2-2ご御覧ください。重点外来基準を満たし、紹介受診重点医療機関の意向のあった施設は岡崎市民病院と藤田医科大学岡崎医療センターです。

基準を満たさないが、意向のあった施設はありませんでした。

また、基準を満たすが、意向の無かった施設は岡崎市医師会公衆衛生センターと岡崎市医師会はるさき健診センターとなります。

これら4医療機関につきまして、令和7年度の報告結果をもとに再度各医療機関の紹介受診重点医療機関の適否をご審議いただくものです。

私からの説明は以上です。よろしく申し上げます。

**○委員長（山本岡崎市医師会長）**

はい、ご説明ありがとうございました。

4医療機関ありますが、岡崎市民病院さんと藤田医科大学岡崎医療センターさんは重点外来基準を満たしており意向がありますよということで、岡崎市医師会の公衆衛生センタ

一とはるさき健診センターは条件を満たしているが、意向がないということで該当しないことですが、何かこの内容についてご質問ありますでしょうか。

岡崎市民病院と藤田の医療センターの方から、何かありますでしょうか。

直接関係する議案になりますので、申し訳ありませんが、岡崎市民病院と藤田医科大学岡崎医療センターの方は、一時、御退席をお願いします。

はい、ありがとうございます。

2病院の先生方が退席されましたが、何か追加でご質問をよろしかったでしょうか。

それでは重点医療機関として、岡崎市民病院、藤田医科大学岡崎医療センターを認めるということで、ご承認の方、挙手お願いできますでしょうか。

はい。全員挙手ということで、ありがとうございます。

それでは、2病院の先生方に戻っていただいでよろしいでしょうか。

議題2「紹介受診重点医療機関の決定について」は、全員一致ということで、2病院を認めさせていただきましたので、ご報告申し上げます。

続きまして、議題(3)「西三河南部東構想区域における具体的対応方針について」事務局から説明をお願いいたします。

#### ○事務局（西尾保健所総務企画課 家田主査）

はい。では、ご説明させていただきます。

資料3-1「西三河南部東構想区域における具体的対応方針（案）」を御覧ください。本県におきましては、厚生労働省通知に基づき、地域医療構想の達成に向けて議論を進めているところでございます。当該通知は、都道府県は毎年度具体的対応方針を取りまとめることとされておりますことから、2025年において担う役割の方針及び2025年に持つべき病床数の方針についてお諮りするものでございます。

資料は、2025年における役割及び医療機関ごとの病床数について、各医療機関における具体的対応方針として、現行の医療計画別表及び病床機能報告をベースに事務局でまとめたものでございます。資料3-3を御覧ください。役割の判断基準につきましては、地域保健医療計画別表に記載されています本県における5疾病6事業及び在宅医療等を行う医療機関として記載する際の判断基準に基づくこととしております。

資料3-1にお戻りください。資料左の2025年において担う役割の方針の欄につきましましては、1月更新の地域保健医療計画別表で作成しております。これは、厚生労働省は医療計画における5疾病6事業及び在宅医療等役割の項目として示しましたことから、本県にお

きましても、5疾病6事業及び在宅医療等を担うべき役割としていることによるものでございます。

資料右の2025年に持つべき病床数の方針につきましては、その他の医療機関の担う役割を踏まえて、最終的に決定することとしております。今回お示しする数値につきましては、令和6年度病床機能報告及び個別に提出されたプランに基づきまして、暫定値として記載し作成しております。

構想区域計の欄を御覧ください。こちらが病院の本構想区域におけます、病床数の合計と、2025年における病床数の必要量における割合でございます。資料3-2は有床診療所となります。構想区域計の欄を御覧ください。こちらが有床診療所での本構想区域におけます病床数の合計と、2025年における病床数の必要量における割合でございます。

なお、地域医療構想は2025年を目標年としてきたところですが、国の「新たな地域医療構想等に関する検討会」において、現行の地域医療構想の取組について、2026年度も継続するとされていることから、具体的対応方針の最終的なとりまとめについては来年度検討を行う予定です。説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

#### ○委員長（山本岡崎市医師会長）

はい、説明ありがとうございました。

この表の内容は見てもらえばわかると思いますが、昨年と変わったところが何かあったら、追加で説明をしていただいてもよろしいでしょうか。

病院と有床診療所、それぞれでお願いします。

#### ○事務局（西尾保健所 河野次長兼総務企画課課長）

昨年度と変わったところは、資料3-1の新興感染症の欄で岡崎市民病院と藤田医科大学岡崎医療センターが、新たに追加されました。

資料3-2は有床診療所になりますが、6番のフェアリーベルクリニックは昨年度「緊急時に対応する機能」がありましたが、今年度はありません。8番の鍋田眼科医院とその下の吉村医院あさひ産婦人科では昨年度「専門医療を担って病院の機能を補完する機能」がありましたが、今年度はなくなっております。また吉村医院あさひ産婦人科は「緊急時に対応する機能」がありからなしに変更になっております。

以上となります。

#### ○委員長（山本岡崎市医師会長）

ありがとうございます。

まず、病院の方は岡崎市民病院さんと藤田医科大学岡崎医療センターさんに新興感染症が追加ということです。

有床診療所の方は、それぞれで、緊急時の対応と、専門医療を担って行う病院の機能を補完する機能が変更されていますが、医師会では把握できてないのですが、保健所に届けがあ

るのでしょうか。

**○事務局（西尾保健所 河野次長兼総務企画課課長）**

特に保健所に届はありません。

県庁で愛知県地域保健医療計画別表を更新しており、この別表から拾ってきております。

**○委員長（山本岡崎市医師会長）**

はい。事務局から説明がありましたが何か皆様からご質問ご発言はありますでしょうか。

それでは、ご意見もないようですので、西三河南部東構想区域における具体的対応方針について、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

挙手全員ということで、ありがとうございました。

では続きまして、議題4に入らせていただきます。

公的医療機関と2025プランに準じた事業計画について、愛知医科大学メディカルセンターの方からご説明をお願いいたします。

羽生田院長、よろしくをお願いします。

**○説明者（愛知医科大学メディカルセンター 羽生田病院長）**

はい。いつもお世話になっております。愛知医科大学メディカルセンターの羽生田でございます。

愛知医科大学メディカルセンター2025プランの変更について、資料4を使って説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

お手元の資料をご覧ください。令和7年8月改定ということで、一部を改定させていただきました。資料が多いので、変更点を中心に説明させていただきます。

16ページをご覧ください。

「②今後持つべき病床機能」の部分の急性期病床の4番目の矢印のところ、見え消しの線が入っておりますが、「診療所では対応が困難な循環器疾患や糖尿病、消化器疾患等の種々の合併症があり、入院を必要とする患者に対する透析医療を実施する」という文言ですが、当院ではほとんどの患者さんを慢性期病床で診させていただいている、ということもございまして、記載場所を、急性期病床から慢性期病床の2番目の矢印にさせていただきました。これは現状に合わせた形での修正になります。

それから、「③その他見直すべき点」でございしますが、事業継承時に職員不足等に理由により80床、一般病床40床と療養40床を、休床してきたが、医師、看護師等の職員を確保でき次第、順次、再開する方針に基づき、2023年4月より一般病床40床を再開いたしました。また、これまでの慢性期治療において、入院を必要とする透析治療の患者を受け入れる施設の数が少ないことから、病床機能の見直しや再編等を行い、回復期病床140床

のうち休床病床40床の再編を行う。

矢印1番目ですが、療養病床への転換が6床、それから、2番目が既存病床への包含・再開が18床、3番目は減床、16床を減らすということになっております。

その下ですが、今後も引き続いて適切な病床規模及び病棟構成への変更を検討していくというふうに変えさせていただきました。

続きまして、17ページの上の表をご覧ください。

「①4機能ごとの病床のあり方について」ということで、現在、左側の状況になっておりますが、将来的に変えたものは、回復期の140床を118床に、慢性期の40床を46床、そして合計で270床のところを254床という構成に変更をさせていただきたいと思っております。

簡単ですが、説明させていただきました。

ご審議よろしくお願いたします。

#### ○委員長（山本岡崎市医師会長）

ありがとうございます。

この変更に関しては、以前の会議でもご承認いただいているものだと思いますが、2025プランに出ていることで、再度ここで出てきたという話だと思います。

今の病床変更と16床の減少に対して、何かご質問ありますでしょうか。

#### ○片岡委員（岡崎市保健所長）

はい。片岡です。

#### ○委員長（山本岡崎市医師会長）

お願いします。

#### ○片岡委員（岡崎市保健所長）

すみません。病床変更とか、その辺の数値については、異議を申し立てるつもりはございませんが、最後の18ページのところです。具体的な計画の、診療科の見直しというところがあるかと思いますが、見てみますと、変更・統合というところで、例えば内科と神経内科と書いてありますけれど、これについては、令和3年4月の分院開設後に診療科名の変更、統合を検討予定と書いてありますけど、当の昔に過ぎていて、ここの部分はちょっと直していただいた方が多分いいのではないかなというところがあります。

あと、この数値目標というところもですね、これは多分最初の策定時の数字が入っているんですけども、これもこのままでいいのかどうか、私もちょっと判断しかねるところがあるというのと、最後の自由記載も同じようなことで、この計画は前提条件で策定したんですけども、開設した現在の状況がきちんと書いてある方がベターではないのかなと思った次第で、このような発言させていただいたところです。

以上です。

**○委員長（山本岡崎市医師会長）**

羽生田先生、お願いします。

**○説明者（愛知医科大学メディカルセンター 羽生田病院長）**

はい、ありがとうございます。

おっしゃる通りでございますが、他病院が変更を行っておりませんので、こういう形になっております。機会がありましたら、現状に合わせていきたいと思っておりますが、どういった形で行った方がいいのでしょうか。現状、2025 プランが今の状況と異なっている施設はかなりあると思うのですが、その一つ一つの施設が併せて再申請をするのか、教えていただきたい。

**○委員長（山本岡崎市医師会長）**

事務局から回答をお願いします。

**○事務局（西尾保健所 河野次長兼総務企画課課長）**

特に、変更があったら変更するとは決まっておりません。病床数については目指すべき数字が変わるということで変更を出していただいたのですが、また今後の新たな構想についてまた出すとは思いますが、変更の協議については、病床だけでいいのではないかと思います。

**○説明者（愛知医科大学メディカルセンター 羽生田病院長）**

2025プランは皆さん出されていると思うのですが、現状、出した時と今の状況と違っているところが、かなりいっぱいあると思うのですが、これを全部審議になると結構大変です。

**○片岡委員（岡崎市保健所長）**

2025プランと書いてあるので、2025年が出発点として、何らかの形で変えていかないといけないと思っただけです。

**○説明者（愛知医科大学メディカルセンター 羽生田病院長）**

保健所等と相談させていただいて、必要であれば変えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

**○委員長（山本岡崎市医師会長）**

今のご質問に対しては、また愛知医科大学メディカルセンターさんの方に変更が必要かどうか、正式な返答をしてください。

他の何かご質問ありますでしょうか。

それでは審議に入らせていただきたいと思いますので、愛知医科大学メディカルセンターのメンバーの方、すみませんがご退席をお願いいたします。

ご退席確認できました。

公的医療機関等2025プランに準じた事業計画について、採決を取りたいと思います。今の事業変更内容、ご承認いただける方の挙手をお願いいたします。

はい。ありがとうございます。全員一ということで承認とさせていただきます。愛知医科大学の方、戻ってください。

ご足労ありがとうございました。ただいまの審議結果ですけれども、全員一致で可決ということで承認されましたので、ご報告申し上げます。

(議題(5) 非公開)

#### ○委員長(山本岡崎市医師会長)

引き続き報告事項に入らせていただきます。

報告事項(1)かかりつけ機能報告制度に関わる「協議の場」の取り扱いについて、医務課の方から説明をお願いいたします。

#### ○事務局(愛知県保健医療局健康医務部医務課医務グループ 仲村主任)

かかりつけ機能報告制度に係る協議の場の取り扱いについて、事務局より説明いたします。医務課医務グループの仲村と申します。着座にて失礼いたします。

まず、資料6-1の概要でございますが、医療法第30条の18の4第1項に基づき、かかりつけ機能報告制度による医療機関からの報告が今年の1月から開始されています。都道府県知事は、報告をした医療機関がかかりつけ医機能の確保に係る体制を有することを確認して公表いたします。また、外来医療に関する地域の関係者との協議の場に報告し、必要な機能を確保する具体的方策を検討し、協議結果を公表する必要がございます。今の協議の目的でございますが、かかりつけ医機能の報告によって収集したデータを基にしまして、地域で不足するかかりつけ医機能を確保するための具体的方策について、検討を行うこととされています。

3「協議の場の設定について」でございますが、協議の場といたしまして、各構想区域の地域医療構想推進委員会を予定しております。

4「スケジュールについて」でございますが、2026年1月から3月にかけて、構想区域の地域医療構想推進会において説明をさせていただいております。そして、来週2月26日の予定ですが、医療審議会医療体制部会において説明を行います。そして来年度2026年の夏頃になるかと思いますが、各構想区域の地域医療構想推進委員会において協議を行う予定としております。

資料の裏面に、この報告制度の概要といたしまして、厚生労働省が発行しておりますリーフレットを掲載しておりますので、参考としてください。

説明は以上でございます。

**○委員長（山本岡崎市医師会長）**

ありがとうございます。

今年度から報告が始まったかかりつけ医機能報告制度、1月から3月が提出期限ですが、現時点で何割ぐらいとかも情報はありますでしょうか。

**○事務局（愛知県保健医療局健康医務部医務課医務グループ 仲村主任）**

昨日の時点ですけれども、入力完了、報告中も含めて、4割程度になっております。

**○委員長（山本岡崎市医師会長）**

まだ半分程度ですね。それが3月までに出了ものを集計して、夏のこの会議で内容を検討するというのが、その協議の場ということによろしかったでしょうか。

**○事務局（愛知県保健医療局健康医務部医務課医務グループ 仲村主任）**

おっしゃる通りです。

**○委員長（山本岡崎市医師会長）**

はい。何か皆様からご質問、ご発言ありますでしょうか。

はい。宇野先生、お願いいたします。

**○宇野委員（医療法人鉄友会宇野病院理事長）**

かかりつけ医機能を持つ病院という区分になるわけですがけれども、私どもの病院はですね。今後この報告をしない場合はどうなるのですか。

**○事務局（愛知県保健医療局健康医務部医務課医務グループ 仲村主任）**

医療法の中で、督促ですとか、改善の指示に従わなかった場合は、罰金という項目がありますが、初年度ですので、今後そのような医療機関について、どういうふうにしていくかというの、また検討していくことになるかと思っております。一応、医療法の中にそういう規定はございます。

**○委員長（山本岡崎市医師会長）**

はい。ありがとうございます。

何か他のご質問、ご意見ありますでしょうか。

医師会でも、これの説明会を会員向けにやったのですが、内容が非常に答えにくいものが多いと。どの科の患者をどのくらい見るのかというのを全部申告しなきゃいけないということ。

ただ内容的には今後修正が可能であって、とりあえず一時的に入れればよいというような、そのような部分はあったと思うのですが、その辺はどういうご解釈でしょうか。

**○事務局（愛知県保健医療局健康医務部医務課医務グループ 仲村主任）**

1月から3月に定期報告をいただきますが、もし報告内容に修正等がございましたら、随時変更報告も可能ですし、今年度から始まった制度ですので、今後、回答項目もどようになっていくかというのはあるかと思っておりますので、また変更があれば随時ご報告いただければと思います。

**○委員長（山本岡崎市医師会長）**

そうすると、1回はまず入れて提出をしてくださいということですね。

**○事務局（愛知県保健医療局健康医務部医務課医務グループ 仲村主任）**

そうです。よろしく願いいたします。

**○委員長（山本岡崎市医師会長）**

今の報告事項、何かご質問よろしかったでしょうか。

やっぱりすべての科が対象ということになります。全医療機関対象ということですよ。

**○事務局（愛知県保健医療局健康医務部医務課医務グループ 仲村主任）**

県内の医療機関がすべて、一部の、愛知医大病院さんですか、藤田医大病院さんは対象外にはなりますけども、基本的にはすべての医療機関が対象になります。

**○委員長（山本岡崎市医師会長）**

ありがとうございます。

では続きまして、報告事項（2）に移らせていただきます。報告事項（2）医療機器の稼働状況報告について事務局からお願いいたします。

**○事務局（西尾保健所総務企画課 家田主査）**

西尾保健所の家田です。座って説明させていただきます。

資料7-1を御覧ください。本県では、国ガイドラインに基づき策定した愛知県外来医療計画（令和6年3月改定）において、地域の医療資源を可視化する観点から、対象医療機器の稼働状況について、毎年度県への報告を求めることとしております。

報告対象医療機関は、令和5年4月1日以降に対象医療機器を新規購入した病院及び診療所であり、報告対象医療機器は、共同利用計画書の対象医療機器と同じ、CT、MRI、PET、放射線治療機器（リニアック、ガンマナイフ）、マンモグラフィとなっております。

外来機能報告対象医療機関（病院、有床診療所、報告を行う意向のある無床診療所）は、外来機能報告により、それ以外の無床診療所は、稼働状況報告書（様式第3）を所管保健所へ提出いただくことにより、医療機器の稼働状況を報告いただいております。

資料7-2をご覧ください。令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）の医療機器の稼働状況について、外来機能報告対象医療機関は5件、外来機能報告対象外ですが、任意で報告された無床診療所を含みます。外来機能報告対象外医療機関は6件の報告があり、事務局においてとりまとめを行いました。

外来機能報告対象医療機関につきましては、外来機能報告内容をもとに稼働状況のとりまとめを行いました。外来機能報告における医療機器の保有台数は、医療機関の総保有台数となるため、共同利用計画書を提出した医療機器の台数とは一致しない場合があります。また、外来機能報告における報告件数は、当該項目の診療報酬を算定した件数となります。

なお、外来機能報告項目には「共同利用の実績の有無」の項目がないため、共同利用の実績については確認ができません。

この点について、厚生労働省医政局地域医療計画課外来・在宅医療対策室は、「医療機関の負担軽減の観点から、当該利用件数の報告に替えることができるものとしている」、「外来機能報告の報告項目については、制度の運用状況を踏まえながら、引き続き検討を行う」としていることから、来年度以降の本県の取扱については、国の動向を踏まえ、検討することといたします。

外来機能報告対象外医療機関につきましては、提出いただいた稼働状況報告書の内容をもとにとりまとめを行いました。

なお、医療機関から報告いただいた医療機器の稼働状況は、医療機器の購入の判断や共同利用の推進に資する情報であることから、推進委員会で確認を行った後、県ホームページ上に公開する予定です。

説明は以上です。

### ○委員長（山本岡崎市医師会長）

説明ありがとうございました。

今の医療機器の稼働状況、共同利用に関して何かご意見ご発言ありますでしょうか。

これは事実の報告ということなので、特に問題はないかと思われそうですが、気になる点はありますでしょうか。

宇野病院さん、ここに2つ出てきますけども、何か情報はありますでしょうか。問題はな

かったでしょうか。

**○宇野委員（医療法人鉄友会宇野病院理事長）**

変更はありません。

**○委員長（山本岡崎市医師会長）**

はい、わかりました。ありがとうございます。

それではよろしかったでしょうか。では、ご質問もないようですので、次の議題に進ませていただきます。

続きまして、報告事項（3）愛知県外来医療計画に関わる医療機器の共同利用について、事務局から説明をお願いいたします。

**○事務局（西尾保健所総務企画課 家田主査）**

資料8を御覧ください。

本県では、国が示す「外来医療に係る医療供給体制の確保に関するガイドライン」に基づき、令和2年（令和6年3月改訂）に外来医療計画を策定し、医療機器の設置状況、稼働状況、保有状況等の情報を提供するとともに、共同利用を推進するためのプロセスを策定し、医療機器の効率的な活用に係る取組を推進することとしています。

この取組により、医療機関が対象医療機器を購入する場合は、当該医療機器の共同利用に係る計画を策定し、所管の保健所へ提出していただく必要があります。

対象となる医療機器は、CT、MRI、PET、放射線治療機器（リニアック、ガンマナイフ）、マンモグラフィとなります。

また、上記対象医療機器を新たに設置（更新含む）する全ての病院、及び歯科を除く全ての診療所が対象となります。

本取り扱いは令和3年4月1日から開始されておりますが、今回は令和7年8月1日から令和7年12月31日までに、医療機関から2件の「共同利用計画」の提出がありましたのでご報告いたします。

2件の報告のうち、共同利用を行うとする医療機関が1件、共同利用を行わないとする医療機関が1件でございました。

説明は以上となります。

**○委員長（山本岡崎市医師会長）**

ありがとうございます。

2つあるけど、大樹寺内科さんは今年新規開業ということで、開業に伴いCTを入れて共同利用を行うということですね。高木外科内科医院さんは、令和5年8月にMRIを買ったのを更新したということですか。

**○事務局（西尾保健所総務企画課 家田主査）**

報告漏れを今回いただいたので、報告にあげさせていただきます。

**○委員長（山本岡崎市医師会長）**

報告漏れということですね。では、2年ちょっとでMRIを新しく変えたわけではないですよ。

**○事務局（西尾保健所総務企画課 家田主査）**

そうです。

**○委員長（山本岡崎市医師会長）**

そうですね。そうすると、今回の報告期間ではないが載っているのは報告漏れだったということなのですね。

**○事務局（西尾保健所総務企画課 家田主査）**

はい。

**○委員長（山本岡崎市医師会長）**

理解できました。何かこの内容についてご質問ご発言ありますでしょうか。よろしかったでしょうか。

それではご承認ということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

（報告事項（4） 非公開）

これで報告事項も終わりましたので、大きな数字の4その他になりますが、何か事務局からありますでしょうか。

**○事務局（西尾保健所 河野次長兼総務企画課課長）**

特にございません。

**○委員長（山本岡崎市医師会長）**

せっかく皆さんお集まりいただいているので、時間がありますが、何か最後にありますでしょうか。

はい、片岡先生、お願いいたします。

### ○片岡委員（岡崎市保健所長）

すいません、岡崎市保健所でございます。

少し言いにくい話をあえてさせていただきますが、この会議の依頼文書と言いますか、出席依頼文書が届いたのは、皆さんのところがどうかわかりませんが、私のところに届いたのは、火曜日の時間外のことです。その次の日は建国記念の日でお休みで、木曜日までに出席の報告を急いで出してくださいというような話を西尾の方から承りました。

この会が年に2回、最初から2回目をこの時期にやることは大体分かりますし、ここにお見えの皆様方は、少なくともこの地域のほぼトップを担っていらっしゃる方が、出席していただく貴重な重要な会議だと思います。その重要な会議の招集にあたって、少なくとも一定期間のやっぱり余裕を持って、文書案内をしていただかないと、スケジュールを多分入れられません。皆さん、おそらく。このような状況で、今日出席の方を見たら、かなりの方が欠が出ておりますけど、直前にしか来なかったのも、無理だったんじゃないのかなということでお休みになったのが多いんじゃないかというふうに私は推察いたします。まあ、分かりません実際のところは、皆さんのところには早く届いているかもしれませんけれども。

ということになると、もう少しきちんとこの会議の運営、その書類も含めて、取っていただかないと出ている我々としては、やっぱりどうしても保健所の方に不信感とは言いませんけれども、この事務はどうなっているんだっていう疑念を抱かせるには、正直言って十分ではないかというふうに私は思っております。皆様どう思われるかちょっとわかりませんが。

遅れた理由は、そちらの保健所の様々な理由で私よくわかりませんが、やっぱりもうちょっときちんと事業管理をしっかりしていただいて、会議の招集、会議の案内とかなんかについては、事前に予定を確保するなり、一定の時間を取るなりして、出していただかないと困るという苦言だけは申し上げておきたいと思います。

私からは以上です。

### ○委員長（山本岡崎市医師会長）

ご意見ありがとうございます。今のご発言に対して、はいどうぞ。

### ○事務局（松本西尾保健所長）

それについてはお詫び申し上げます。事前のメールが届いていなかった所も結構あったようでして、そういうのもあって、非常に日程調整、それから開催通知が非常に遅れてしまったということで、お詫び申し上げます。

おっしゃる通りだというふうに思っておりますので、今後、事務の改善について、来年度以降しっかりやっていきたいと思っております。

ありがとうございました。

**○委員長（山本岡崎市医師会長）**

だいたいどのぐらい前には日程調整されていけばよいか、もしご希望がありましたらお願いいたします。

**○片岡委員（岡崎市保健所長）**

そうすると本当に会議とか、冬の会議だと、秋ごろに11月、12月、1月、2月で予定いかがですか、打診でメールが飛んできますし。

このレベルの会議になると、最低でもやっぱり一か月前には絶対欲しいです。皆さんいかがですか。いろいろ出席のこともあるでしょうし、様々あるので、最低でもそのぐらいの準備がないと、スケジュールも含めて出ること自体もなかなか調整できないんじゃないかと思うので、遅くてもそのぐらいじゃないですかと。突発的な会議でしたら知りませんよ。どうしても緊急で集めないといけない会議についてはあると思うんですけど、これは事前にこの時期にやるってことがわかっているので、当然それに合わせて準備を進めるべきではないかということです。

**○委員長（山本岡崎市医師会長）**

ありがとうございます。メールが届いてなかった方もいたと言われていましたけど、それがメールがちゃんと届いていれば、その一ヶ月以上前に連絡することは可能だということによろしいですか。

**○事務局（西尾保健所 河野次長兼総務企画課課長）**

本当に大変申し訳ありません。

正式通知がないと、皆さんの方の事務所で困るところがあるかと思うんですけど、いつも、事前にメールで調整して、日程だけはお伝えしてというところで、早めにこの会議の日程だけを調整するようにしてたんですけど、そのメールが一部届いてないところが今回ございまして。でも結局のところ開設についてはギリギリになってしまったんですけども。一ヶ月前ということで、できるかと思いますので、そのように今後していきたいと思いますので、大変今回申し訳ありませんでした。

**○委員長（山本岡崎市医師会長）**

皆さんが快く集まれるようにご協力をします。

鈴木先生、お願いします。

**○鈴木委員（藤田医科大学岡崎医療センター病院長）**

今の件ですけれども、開催通知日を、数日ですかね、書いて依頼が来たのが去年の11月か10月かだと思います。それで私が都合がいい日を出したら、そこがダメだというメール

がですね、12月25日に2月13日にやりますときました。13時30分から西三河総合庁舎でやりますというふうに。2ヶ月前に来まして、それで私は本当は今日ダメだったんですけど、うちをキャンセルして、ここに変えたということなので、私のところには来ていたんですけども、来てないところ、これはまずいですね。やっぱり来たところと来てないところ、うちは二ヶ月前に来ていて調整したと。で、来ていないところがあるのは、やはりまずいので、その辺よろしく願いいたします。

**○委員長（山本岡崎市医師会長）**

発言ありがとうございました。よろしかったですかね。  
宇野先生どうぞ。

**○宇野委員（医療法人鉄友会宇野病院理事長）**

次期地域医療構想の策定についてですけれども、この地域医療構想・医療計画策定部会というのが新たにできるということですか。それとも、ここにある資料1-3にあります医療計画策定委員会委員名簿と書いてありますが、令和5年度って書いてあるので、こういう会でやっていくということでしょうか。

それと、地域医療推進委員会とまた別の委員会でやるのか。その辺を教えていただきたいんですけど。

**○委員長（山本岡崎市医師会長）**

事務局の方から回答をお願いします。

**○事務局（西尾保健所 河野次長兼総務企画課課長）**

この地域医療構想・医療計画策定部会のメンバーにつきましては、この資料1-3の、今の医療計画を作るときに募ったメンバーを基本に、こちらの方でまた関係機関と調整しながら決めさせていただくということになります。そのメンバーはこの通りではございません。これを基本に、また調整していくということになります。

この部会についてですけれども、今日開催しているのは地域医療構想推進委員会ですが、これの下に新たにこの地域医療構想と医療計画策定部会として、医療計画中間見直しと医療構想の策定をやっていく部会を新たに設置するということになります。別で設置するということになります。

**○宇野委員（医療法人鉄友会宇野病院理事長）**

この令和5年度メンバーを見ますと、公的病院と精神科しかないですね。病院として地域医療構想が結構、地域包括医療をどうやってやっていくかっていうのが一番問題で、民間病院が1つもないというのが、どうもおかしいのではないかなと思いますし、病院協会推薦の方は、小林先生と私ですけれども。まあ、小林先生がいるから病院協会の方がいいとしても、

民間病院の方も全然ないので、やはり民間病院を入れていただいて、民間病院の意見が入るようにしないと、いけないと思いますので、その辺はぜひよろしくお願いします。

**○事務局（西尾保健所 河野次長兼総務企画課課長）**

また県庁から参ります県内統一の方針等と、今いただきましたご意見踏まえまして、また調整していきたいと思えます。ありがとうございます。

**○委員長（山本岡崎市医師会長）**

はい、ありがとうございます。あとはよろしかったでしょうか。

それでは議事進行を終わらせていただきますので、事務局の方にお戻しいたします。

**○事務局（西尾保健所 河野次長兼総務企画課課長）**

山本会長、どうもありがとうございました。

では、これもちまして令和7年度第2回西三河南部東構想区域地域医療構想推進委員会を閉会いたします。

なお、最後に、お手元の本日の資料のうち、宇野病院さんの資料5-1から3につきましては、非公開ということですので、お持ち帰りにならないように、お手数ですが、あの机の上に置いていただけますよう、よろしくお願いいたします。

では、お帰りの際、十分お気をつけてお帰りください。

本日はどうもありがとうございました。